

韓国による日本産水産物等輸入規制 (WTO紛争解決手続の結果)

第1審 (パネル)

- 2018年2月, パネル報告書公表。
- パネルは, 日本及び韓国の主張, 並びにパネルが選定した専門家5名 (IAEA (国際原子力機関) や UNSCEAR (アンスケア: 原子放射線の影響に関する国連科学委員会) など国際機関の委員を含む) の意見を検討。
- 我が国の食品安全管理にかかる取組により, 日本産食品中のセシウム濃度が, 国際的な基準 (年間1ミリ・シーベルト) を踏まえて慎重に設定された数値基準値 (100ベクレル/kg) を下回ることを日本が立証したと認定。
- 韓国の輸入規制措置は, 「必要以上に貿易制限的」であり, 「恣意的又は不当な差別」にあたり, WTO・SPS協定 (衛生植物検疫措置の適用に関する協定) 違反であると認定。

第2審 (上級委員会)

- 2019年4月11日, 上級委員会報告書公表。
- 上級委員会は, パネルの判断は法的分析が不十分である (韓国の輸入規制措置における考慮すべき全ての事項を十分に考慮していない) と認め, 韓国の輸入規制措置はWTO協定違反とするパネルの判断を取り消した。

4月26日, 一部修正されたパネル報告書及び上級委員会報告書がWTOで採択。
→ 結果が確定。

韓国による日本産水産物等輸入規制 (WTO紛争解決手続の結果)

法的論点

(1)「必要以上に貿易制限的」か

韓国の主張: 自国が必要とする「適切な保護の水準」は、

- ①年間1ミリ・シーベルト以下の被ばく量という数値基準のみならず、
- ②通常的环境における放射線レベルになっているか、
- ③合理的に達成可能な最も低い放射線レベルになっているか、

の3つで複合的に構成されると主張。

※②と③はパネル設置後に明らかにした基準

→ 我が国は、抽象的な基準の立証は困難と判断し、②と③の定性的な基準は①の数値基準を満たすことで達成が可能と主張。

→ パネルは、我が国の主張を踏まえ、韓国の措置を協定違反と認定。

→ 上級委員会は、パネルの分析は①に偏り、②及び③の分析を軽視しているとして、違反認定を取消し。

(2)「恣意的又は不当な差別」か

韓国は、食品中の放射性物質濃度以外の考慮要素(潜在的に食品中の放射性物質濃度に影響を与え得る「領域」的要素(各国内の生態系・環境面の事情)等)も検討すべきと主張。

→ 我が国は、他の要素を考慮しても食品中の放射性物質濃度を考慮すれば十分と主張。

→ パネルは、我が国の主張を踏まえ、韓国の措置を協定違反と認定。

→ 上級委員会は、パネルは食品の汚染に影響を与え得る他の要素を検討すべきであったとして、違反認定を取消し。

⇒いずれの論点についても、上級委員会は、パネル報告の法的分析の不足を判示。